

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険法に関連する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弥彦村(以下「村」という。)は、国民健康保険法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

弥彦村長

公表日

平成27年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民から提出された国民健康保険資格情報を元に国民健康保険税を計算し、賦課する。 ・住民からの申請に基づき、保険証、限度額適用認定証、納税通知書等を発行する。 ・資格負担割合判定に必要な情報(扶養控除情報、負担区分情報等)を照会し、取得する。 ・賦課に必要な情報(特定同一世帯所属者情報、所得状況等)を照会し、取得する。 ・高額療養費支給に必要な情報を照会し、取得する(対象者が村内在住の場合は各業務システム経由、村外在住の場合は中間サーバ経由) <p>【処理の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 <ol style="list-style-type: none"> ①住民から申請された国民健康保険資格情報をシステムに入力する。 ②加入状況に応じて、保険証を発行する。 ③賦課情報を作成する ④賦課情報に基づき、申請に応じて証を発行する。 ⑤住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課に必要な情報(所得情報等)を照会し、取得する。(対象者が村内在住の場合には各業務システム経由、村外在住の場合は中間サーバ経由) <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費 <ol style="list-style-type: none"> ①国保総合システム(国民健康保険団体連合会様)からのデータを取込み、高額療養費の再計算処理を実施する。 ②住民から申請された高額療養費支給申請情報をシステムに入力し、支給決定する。 ③支給決定した申請情報について、支給決定通知書を発行する。 ④支給対象となる住民への支払データを作成する。
③システムの名称	国民健康保険システム(総合行政情報ネットワークシステム) 高額療養費支給支援システム(総合行政情報ネットワークシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル 国民健康保険賦課情報ファイル 国民健康保険高額療養費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第42、43、44、45項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	弥彦村 住民福祉課・税務課
②所属長	住民福祉課長 笹岡 正夫 税務課長 山岸 喜一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弥彦村 総務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弥彦村 住民福祉課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3132 弥彦村 税務課 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 TEL:0256-94-3134

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

